

第13回報告書案作成委員会確認事項

1 第12回作成委員会の確認について

- ・第12回の検討内容が確認された。

2 市民討論会の進め方について

- ・以下の事項が確認された。

第1部：自治基本条例検討内容の発表

- ・発表者：報告書を前半、後半に分けて作成委員2名(古閑委員、末吉委員)で発表する。
- ・発表方法：配布資料(報告書本編、概要版(本編の枠内を抽出したもの))とパワーポイント(原案は事務局で作成)とする。

第2部：ポスターセッション

- ・方法：グループ別ではなく検討委員全員が分担して行うことにする(なお、各ブースにはコア担当が常時張り付くことにし、他の担当は他のブースにも移動できるようにする)。
- ・ポスター：報告書の枠の部分を拡大したものとする。
- ・今後の作業：ポスターの配置パターン(ブース構成)を次回検討委員会で検討する。このため、事務局でポスター配置のパターンを示した資料を用意する。

第3部：意見の発表

- ・できるだけ作成委員以外の検討委員に発表してもらうようにする。

3 報告書素案について

- ・前回作成委員会の学識者意見等のアドバイスを受けて、報告書素案についての検討を行った。

以下は今回の主な確認事項のみを記載(前回確認事項がそのまま反映された箇所は除いている)。

総則的部分について

- ・「2 前文」：現在の前文案を早期に検討委員に送付し、15日までに検討委員から意見を出してもらう。検討委員意見を集約したものを、次回検討委員会(16日)に配布し、19日作成委員会で最終的に検討したものを24日の市民討論会に提出する。
また、これまでの検討の経緯と意見の募集内容(キーワードを再整理して一覧した結果、全体のつながりがすっきりとしないため、振り出しに戻って考えること。前文案についての意見は修正だけではなく、新たな前文案を含めて募ること。)を送付時に断っておく。
- ・「6 基本理念」：規定の趣旨にそった修文を行ったが、なお整理を要する。
- ・「7 自治の基本原則」：「市民」が主語にないという意見が前回あったため、自治の推進の観点から、「市民、議会及び市の執行機関は、...自治を推進します」という書き方に変更する。
また、参加の原則と協働の原則を一纏めにして表現する。
さらに、参加と協働の原則について、前回、学識者委員から、参加により利益を生じさせない規定を設けるべきという意見が出されたが、運営原則ではなく基本原則にあたるため、現時点では盛り込まないことになった。

自治の主体 それぞれの役割と責任について

- ・「1-(1)市民の権利」：前回意見に基づき市民提案権を盛り込むが、新たな制度を創設するのではなく、既存の制度等を有効に活用していく旨、解説に記載する。
- ・「1-(2)市民の責務」：責務は市民を拘束するイメージがあるため、簡潔に整理していく(特にこの規定)。また、について修文した。
- ・「1-(4)コミュニティ」：「市民にとって」という断りについて、自治基本条例の適用は川崎市にしか及ばないため、削除する方向で考える。「必要に応じて」は、要・不用両論あるので検討委員会へ提示する。
全般について、これまでの意見を踏まえ事務局で修文作業を行うことが確認された。

- ・「2 議会」: 議員の宣誓対象は信託者である「市民」とする。また、 の文章が複雑であるという意見が出されたことから、項目全般について事務局で整理を行う。
- ・「3 - (1) 市長その他の執行機関」: 宣誓規定について、市民の生活に直接関係のある執行機関の委員を宣誓対象とする(具体的な機関については事務局で抽出する)。
- ・「3 - (2) 行政運営」: 工、オの規定は行政手続きと、行政組織のあり方とに整理することができるため、「3 - (4) 行政組織のあり方」とあわせて事務局で整理する。
- ・「3 - (6) 苦情、不服、侵害に対する措置」: 前回指摘事項(制度に盛り込むかどうか)について、実際に制度に馴染むかどうかを検証する必要があるため、現在の場所に仮置きする。
- ・「4 区」:(区役所の役割と責務) の規定にある「区民」については、そのままにする。
また、(区役所の役割と責務) の規定にある「市民活動」については、「コミュニティ」と表現した場合、同好会的な組織も含まれるため、「市民活動」のままとする。
さらに、区民会議の構成については、具体的な構成は今後設置が決まってから明らかにした方がよいということで盛り込まないことになった。これに関連して「議員の責務」については、「2 議会(議員の役割・責任)」で検討することとなった。

自治拡充推進のための制度等

- ・「1 情報共有による自治の営み」: 広報の充実を図るべきであるという意見があったため、「(1) 情報提供」に広報活動の目的としての参加、協働の意が込められるよう文言を検討するという趣旨の文章を盛り込む。
- ・「2 - (2) 審議会等への参加」: の規定、「公募」について、人選の透明化などを盛り込むべきではないかという意見があったが、川崎市では参加の門戸が十分に開かれていることから、制度的な保障ではなく市民が積極的に透明性の確保等を市に要求していくことが必要であるという合意がされ、そのままにすることが確認された。
- ・「2 - (3) パブリック・コメント制度」: 内容から考えて報告書に盛り込む必要があるのかという意見があったが、報告書に盛り込みアピールすることで実効性のある制度にしていく意味で意義があるということになり、そのままにすることが確認された。なお、「おそれがあると認める」は削除することとした。
- ・「3 協働による自治の営み」: の規定、「公共的な課題を解決するための施策を整備し」については残すことになった。

4 その他

- ・次回検討委員会(7月16日)への報告は、浪瀬委員(報告書前半部分を担当)と竹井委員(報告書後半部分を担当)が行うことが確認された。(前半:「 - 2 議会」まで。後半:「 - 3 市長・行政」から)